

工事検査の種類と検査項目について

1 工事検査の種類

工事検査の種類は、福島県工事検査実施要綱第3条に以下のように定められている。
また、検査の実施については同要綱第8条で定めています。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 竣工検査

契約約款第32条第2項の規定により、工事の完成を確認するために行う検査をいう。

(2) 一部竣工検査

契約約款第39条第1項の規定により、工事の部分引渡しに係る工事の確認をするために行う検査をいう。

(3) 既済部分検査

契約約款第38条第3項の規定により、工事請負代金の部分払いに係る工事の出来高等の確認をするために行う検査をいう。

(4) 中間検査

契約約款第32条の2第1項の規定により、工事の品質を確保するために行う検査をいう。

(検査の実施)

第8条 検査は、工事請負契約書、契約約款及び設計図書と対比してその適否を判断する。

2 検査員は、検査を行うときは、次の各号に留意しなければならない。

(1) 工事の出来形

(2) 工事の品質

(3) 工事の出来ばえ

3 監督員は検査に際し、あらかじめ次に掲げる資料及び記録を準備し、検査員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(1) 出来形図

(2) 施工管理の結果資料

ア 出来形管理

イ 品質管理

ウ 工事写真

(3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果

(4) 上記以外の使用材料に関する資料

(5) 設計図書で指示した施工立会の記録

(6) 社内検査結果資料

(7) その他検査員の指示するもの

工事検査の種類の中で、竣工検査、一部竣工検査、既済部分検査は出来高を確認する検査であることから要綱第8条に定める検査を実施することとなります。

2 中間検査

中間検査については、中間検査実施要領及び運用に定める他に「中間検査実施の方針」を定めて運用しています。(平成27年6月24日付け27出第599号)

中間検査実施の方針について

平成27年6月24日
出納局 工事検査課

- 1 中間検査は、原則として施工現場において実施する。
別途、検査会場を設営する必要は無い。
- 2 中間検査用の製本などした特別な書類は、準備する必要はない。
ただし、出来形、品質及び適正な施工に関する数値等が確認できる書類とする。
- 3 中間検査で確認した出来形・品質等については、竣工検査においては原則として省略する。
- 4 中間検査受検中であっても、検査の支障とならない範囲で現場の施工は継続して実施できる。
- 5 中間検査の日程は、変更が可能で、工事の進捗にあわせ検査員と密に連絡を密に連絡を図り日程を決定するものとする。
- 6 中間検査を実施した専門工事検査員が、原則として竣工検査も実施する。